

川口市監査告示第25号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年11月1日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	福田	洋子
同	古川	九一

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

市民生活部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和4年1月4日～令和4年1月28日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(4)財産管理	ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか イ 返納手続済で処分されていないものはないか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和6年7月31日

(2) 監査の実施期間

令和6年9月2日～令和6年10月1日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[自治振興課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 土地等の使用料

(イ) 新春交礼会参加料雑入

イ 支出事務

- (ア) 広報活動報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 鳩ヶ谷コミュニティセンター1階サッシ等の修繕料
- (オ) たたら祭り実行委員会交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 市制施行90周年記念事業映像制作等の委託契約
- (イ) 自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[協働推進課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 市民パートナーステーション使用料
- (イ) ボランティア推進事業寄附金
- (ウ) 印刷機使用料雑入

イ 支出事務

- (ア) 協働推進委員会委員等の報酬
- (イ) 弁護士等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 盛人大学実行委員会補助金等

ウ 契約事務

- (ア) テレビ電話等多言語通訳業務等の委託契約
- (イ) 電話交換機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[市民相談室]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

- (ア) 弁護士等報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 人権擁護委員協議会負担金

イ 契約事務

- (ア) 「人権尊重宣言都市」懸垂幕保守点検業務委託契約
- (イ) SIM付き無線LANルーター機器等の賃貸借契約

ウ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

エ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[文化推進室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) アートギャラリー等の使用料
- (イ) 美術品等取得事業寄附金
- (ウ) 図録等頒布雑入

イ 支出事務

- (ア) 文化芸術審議会委員報酬
- (イ) 川口市美術作品選考会議委員等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) アートギャラリー砂利敷き込み等の修繕料
- (カ) 青少年ピアノコンクール実行委員会交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 文化推進室執務室移転業務等の委託契約
- (イ) 電子複写機（複合機）賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い
- オ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

[交通安全対策課]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 自転車駐車場使用料
 - (イ) 自転車置場登録手数料
 - イ 支出事務
 - (ア) 交通安全対策協議会委員報酬
 - (イ) 旅費
 - (ウ) 消耗品費
 - (エ) 修繕料（維持補修費）
 - (オ) 交通安全協会補助金等
 - ウ 契約事務
 - (ア) 撤去自転車等管理業務等の委託契約
 - (イ) 自動車等の賃貸借契約
 - エ 事業の執行状況
 - (ア) 交通災害共済事業
 - オ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 郵便切手等の受払い
 - カ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

[国民年金課]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 国民年金事務費交付金
 - イ 支出事務
 - (ア) 国民年金相談員報酬
 - (イ) 旅費

- (ウ) 消耗品費
- ウ 契約事務
 - (ア) 電子複写機賃貸借契約
- エ 事業の執行状況
 - (ア) 国民年金の免除申請事務
- オ 財産管理
 - (ア) 備品管理
- カ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

[市民課]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 納税証明等の手数料
 - イ 支出事務
 - (ア) 旅費
 - (イ) 消耗品費
 - (ウ) 埼玉県中央地区戸籍住民基本台帳事務協議会分担金等
 - ウ 契約事務
 - (ア) 市民課証明発行等業務等の委託契約
 - (イ) 西川口駅前ビル建物等の賃貸借契約
 - エ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 郵便切手等の受払い
 - オ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

[芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター、鳩ヶ谷支所]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 鳩ヶ谷集会所等の使用料
 - (イ) 戸籍等の手数料
 - イ 支出事務
 - (ア) 旅費

- (イ) 消耗品費
- (ウ) 照明器具交換（芝支所）等の修繕料
- ウ 契約事務
 - (ア) 芝市民ホール舞台管理等の委託契約
 - (イ) 芝支所紙幣・硬貨つり銭機等の賃貸借契約
- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 郵便切手等の受払い
- オ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

[川口駅前行政センター]

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 納税証明等の手数料
 - イ 支出事務
 - (ア) 旅費
 - (イ) 消耗品費
 - (ウ) 誘導灯不具合修繕料
 - ウ 契約事務
 - (ア) 川口駅前行政センター証明発行等業務等の委託契約
 - (イ) 番号札自動発券機等の賃貸借契約
 - エ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 郵便切手等の受払い
 - オ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

芝支所の行政財産使用料において、使用料の算定が、川口市行政財産の使用料に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

安行支所の手数料において、現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

国民年金課の総務費委託金において、歳入を収入する際の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

自治振興課の雑入において、収納金の払込及び現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

協働推進課の雑入において、歳入の収入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

2 支出事務について

川口駅前行政センターの修繕料において、一括して発注可能な契約を分割して発注し、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

3 財産管理について

文化推進室、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所及び安行支所の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

新郷支所の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

第3 意見

1 収入事務について

自治振興課の使用料において、使用料の納期限が前納でないものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

2 支出事務について

文化推進室及び交通安全対策課の修繕料において、修繕実施に関する手続きに不備があるものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

3 契約事務について

自治振興課、文化推進室、市民課及び川口駅前行政センターの委託契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう、事務を執行されたい。

文化推進室の委託契約において、労働環境チェックシートの提出漏れがないよう、適切に事務を執行されたい。

協働推進課及び川口駅前行政センターの委託契約において、契約書に長期継続契約である旨について、適切に記載されたい。

川口駅前行政センターの委託契約において、契約書に長期継続契約に係る契約解除条項について、適切に記載されたい。

自治振興課、協働推進課及び川口駅前行政センターの賃貸借契約において、契約書に長期継続契約である旨について、適切に記載されたい。

文化推進室の賃貸借契約において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

4 財産管理について

交通安全対策課の重要物品において、現物と異なる備品整理票が貼付されているものが散見されたので、適切に管理されたい。

国民年金課の所管する公印について、備品整理票が作成されていないので、作成の上、適切に管理されたい。

川口駅前行政センターの備品管理において、備品の管理が適切に行われていないものが散見されたので、適切に管理されたい。

川口駅前行政センターの重要物品において、財務会計システムへの登録が適切でないものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。

5 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。